



TITLE:

<研究ノート>法律専門職と市民に
とっての裁判員制度：導入時の議論
とその後の影響

AUTHOR(S):

種村, 文孝

CITATION:

種村, 文孝. <研究ノート>法律専門職と市民にとっての裁判員制度：導入時の議論とその後の影響. 京都大学生涯教育フィールド研究 2015, 3: 83-88

ISSUE DATE:

2015-03-06

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/196182>

RIGHT:

【研究ノート】

法律専門職と市民にとっての裁判員制度 —導入時の議論とその後の影響—

種村 文孝

Lay Judge System for Legal Professionals and Citizens;
Discussion of Introduction and the Impact

TANEMURA, Fumitaka

1. はじめに

本稿は、日本において裁判員制度が、なぜ導入され、何を目指しているのかを、法律専門職と市民に与える影響として期待されていたことに着目して明らかにすることを目的とする。

日本における1990年以降の司法改革で、市民のための司法が目指されてきた。そして、2004年に裁判員制度の導入に関する法案が採決され、2009年より制度が施行された。裁判員制度は、市民が裁判員となって刑事裁判に加わることで、市民の司法参加を実現する制度である。市民が、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める制度であり日本独自のものである²。

この裁判員制度によって、日本で、明治時代に近代司法制度ができてから140年、戦前の陪審制度の停止から約60年の年月を経て、初めて本格的な市民の司法参加が実現することになった³。しかしこれは、市民からの要望で導入されたものではなく、司法界内部からの意見によって導入されたものであり、市民に十分に理解された上で導入されたものであったとはいえない。なぜ裁判員制度が導入されたのか、そしてそれが、市民や法律専門職にどのような影響を与えることを目指していたのかを、司法制度改革審議会の意見書（以下、審議会意見書とする）をもとに整理する。

2. 裁判員制度導入の経緯

日弁連は1990年代以降の司法改革で、法科大学院の導入、裁判員制度の導入などを制度の目玉として位置づけていた。そして、1999年に司法制度改革審議会が内閣に設置され、その後2年の議論を経て、2001年に裁判員制度導入の提案を含んだ審議会意見書が出された。この審議会意見書の中で、司法制度改革の三つの基本方針として、①「国民の期待に応える司法制度の構築」、②「司法制度を支える体制の充実強化（司法制度を支える法曹のあり方の改革）」、③「司法制度の国民的基盤の確立（国民の司法制度への参加の拡充）」が掲げられている⁴。それまでの裁判は、検察官や弁護士、裁判官という法律専門職中心に行われ、丁寧で慎重な検討がされてきたといえる。また、その結果、詳しい判決が書かれることで高い評価を受けてきた。しかし、その反面、専門的な正確さを重視する余り、審

理や判決が市民にとって理解しにくいものとなり、審理に長期間を要する事件があるなど、刑事裁判は市民に近寄りたがたいという印象を与えてきたことも考えられる。そのような日本の状況に対して、多くの国では刑事裁判に直接国民が関わる制度が設けられており、国民の司法への理解を深める上で大きな役割を果たしているとの指摘がある⁵。審議会意見書が指摘しているように、裁判員制度は、国民が裁判に加わることによって、国民の司法に対する理解を増進し、長期的にみて裁判の正統性に対する国民の信頼を高めることを目的とするものであり、新しい時代にふさわしく、国民にとってより身近な司法を実現するための手段として導入が検討されたものである⁶。そこで、裁判官と市民から選ばれた裁判員が、それぞれの知識、経験を生かしつつ、一緒に議論することにより、より市民の理解しやすい裁判を実現できるとの考えに基づき、裁判員制度が提案されたのである。審議会意見書の中では、「裁判内容に国民の健全な社会常識を一層反映させるため、一定の重大事件につき、一般の国民が裁判官と共に裁判内容の決定に参加する制度を新たに導入する。また、裁判の充実・迅速化を図るため、争点整理の充実とそれに資する証拠開示の拡充の観点から、新たな準備手続の創設と証拠開示に関するルールを明確化するとともに、公判の連日的開廷を原則化する」と明記されている。

これは、それまでの司法が市民から信頼されていない状況を危惧して、司法界内部の改革として、この状況を変えようとする努力であったといえる。市民の司法への参加制度を持たない国は、先進諸国では日本だけであり、司法制度が遅れているとの認識から裁判員制度は導入された。当初は、陪審制の導入を検討していたが、議論を経て、日本独自の裁判員制度として結実した。

日本での刑事裁判の特色としては、「精密司法」ということが指摘されている。検察官の綿密な調査による調書の作成と慎重な起訴によって、99%を超える高い有罪率が特徴である。裁判では、膨大な調書と証拠を裁判官が半断し、それらをもとに裁判官が詳細な判決文を書くのである⁷。高い有罪率と綿密な調査が優れている一方で、問題点も指摘されている。訴えられればほぼ確実に有罪となるため、裁判前にすでに検察によって裁かれているような体制になっている点、調書に依存しすぎている点、被告人に対する長期の身柄拘束などである。また、1980年代には、一度確定した死刑判決が再審で無罪となる事例があいつぎ、検察官や裁判官の刑事裁判が強く批判されることになった。

ここで陪審制の導入や裁判員制度の導入において特に議論されたことは、裁判のあり方についてである。しかし、審議会意見書の中には、裁判員制度導入によって期待される市民のあり方と、法律専門職のあり方についての言及もされている。そこで、どのような議論がされていたのかを整理していくこととする。

3. 裁判員制度導入で目指された市民への影響と育成

裁判員制度は、市民の司法参加により、司法の基盤を強固にする目的で採用された制度である。審議会意見書の中では、「21世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている。(中略)国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる。その結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立されることになる」と指摘されており、市民が公共意識をもち、司法に対する理解を深めることが期待されていた。

そのような法的リテラシーを向上させ、司法の基盤を強固にするために、市民には「統治主体・権利主体である国民は、司法の運営に主体的・有意的に参加し、プロフェッションたる法曹との豊かな

コミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し支えなければならぬ⁹⁾との役割が指摘されている。司法界からの要請として、市民が法曹と連携していくことが目指されていたのである。連携の中では、健全な社会常識の反映が強調されている。「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる¹⁰⁾と指摘されており、市民は健全な社会常識を反映させることが求められていたのである。法律の専門的な判断というよりは、健全な社会常識を反映させることが市民に求められ、司法に参加することによって司法に対する理解を深めるということが、想定されていた。法律専門職だけに裁判を任せておくのではなく、市民が裁判所の内側に入って専門職の仕事をチェックし、市民自身が法の担い手となることが目指されていたのである¹¹⁾。

そして、司法参加のための市民育成としては、「学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる」とし、法教育の充実が挙げられているが、具体的に誰がどのように担当かまでは触れられていない。裁判員制度の市民への普及に関しては、その後、裁判員制度に関するドラマ作成に夜上演や、模擬裁判の実施、パンフレット作成による広報もしてきた。しかし、限られた期間内での制度の周知徹底は限界があり、裁判員に選ばれた際の対応、辞退できるのかという不安、自分の身の安全が確保されるのかなどの疑問が市民の中にはあり、裁判員になりたくないという者も少なくないのが現状である。裁判員制度に関する広報や教育、市民への法教育については、十分に検討されていなかったという課題が指摘できる。

4. 裁判員制度導入時に議論された法律専門職への影響と育成

裁判員制度の導入は、市民だけではなく、法律専門職にも影響を与えたと考えられる。審議会意見書の中でも、裁判員制度導入によって、市民にわかりやすい司法となることが目指されていたことが伺える。司法の場に、「国民の健全な社会常識」を反映させることにより、法律専門職がそれらの市民感覚を理解することが求められた。これまで法律専門職の独壇場であった刑事裁判に、素人である一般市民が参加することによって、裁判に常識を反映させる機会を設けて、よりよい裁判を実現しようとしたのであり¹²⁾、法律専門職はそれを理解することが求められた。裁判員が参加することにより、裁判官、検察官、弁護士とも、まず市民に分かりやすく、迅速な裁判とするように努めることとなる。裁判の進め方や市民への説明を見直し、わかりやすく、迅速な処理が、それまで以上に要求されたのである。審議会意見書の中でも、「法曹は、国民に対する説明責任の重みと、国民にとってより良い司法を確立する高度の責任を自覚しつつ、進んでこれらを果たしていかなければならない。」とされている。

また、「文章が難解であるとの批判がなされる判決書については、これまでも、裁判所において分かりやすくするための工夫がなされてきたが、引き続き、国民の視点に立った検討が望まれる。また、法廷における関係者間のやり取りについても、傍聴をしている一般の国民にも理解できるような配慮がなされることが望まれる¹³⁾」など、判決文や説明への配慮が求められるとしている。従来の司法は、「精密司法」と呼ばれ、裁判官は、検察官から提出される膨大な調書を読み抜き、その内容から矛盾があるかどうかを見極めて判決をするというもので、職人技ともいえる仕事が行われてきた。普通の人には無理なことであると指摘されている¹⁴⁾。これまでの刑事裁判は、法律専門職が、社会から隔離した法廷という場で、専門的な書類や用語のやりとりで判決を出しており、専門家主義の傾向があった。

専門家の権威が裁判に対する信頼を築いてきたのだが、今後は、市民とともにつくる裁判とすることが求められたのである。

裁判員や市民に分かりやすい裁判が求められるようになり、調書を重視していた裁判が、より口頭でのやり取りを重視するよう見直されている。審議会意見書の中では、「裁判員にとって審理を分かりやすいものとするため、公判は可能な限り連日、継続して開廷し、真の争点に集中した充実した審理が行われることが、何よりも必要である。(中略) 非法律家である裁判員が公判での証拠調べを通じて十分に心証を形成できるようにするために、口頭主義・直接主義の実質化を図ることも必要となる」と言及されている。裁判員への負担を考慮して、争点を絞って迅速な裁判にし、口頭主義・直接主義の実質化が、法律専門職に求められている。その評議においては、裁判員と裁判官が議論する際、裁判長は、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議が裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその仕事を十分に行えるように配慮しなければならないとされている。このような評議を行うためには、裁判官には、これまで以上の対話力が要求されるから、その面での研さんが望まれる。特に、裁判長は、そのような評議を実現させる上での責任者であり、裁判員がその知識や経験を裁判内容に反映させるという職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならない。このように、裁判官にとってはこれまで以上の配慮が必要になるが、そのような評議が実現できれば、裁判員経験者の多くが司法に対する良き理解者となり、司法に対する国民の信頼も一層高まることが期待できる¹⁵。裁判員制度には、法律の専門家ではない裁判員の経験、感覚を裁判に生かすという目的があるので、裁判官は、評議において、裁判員が気軽に意見を言えるような雰囲気を作るとともに、裁判員の意見を先に聴くなど、裁判員に意見を十分に述べてもらえるような工夫をすることになる¹⁶。

判決や議論の質を下げることなく、評議を進める力が法律専門職には求められる。それは、裁判官と裁判員の議論を円滑に進めることが裁判官だけではなく、検察官や弁護士にも求められる。市民である裁判員にわかりやすく伝えつつ、争点を深めることが求められるのである。市民には、裁判官などの法律専門職の知識に誘導されてしまうのではないかという不安をもつ者もいる。法律専門職の誘導にならず、市民が各自の意見を述べ、質問もできるように、ファシリテーションを行う能力も法律専門職には求められるようになってきているのである。

以上のように、法律専門職には、市民にわかりやすく説明する能力や、市民との評議を円滑に進めるファシリテーション能力が求められているといえる。しかし、養成制度で、このような能力をいかに育成していくかについては、十分に検討されているとはいえないと考えられる。裁判員制度を支えていける法律専門職がどのような存在なのかも十分に理解されているとは言えず、法科大学院導入における法曹養成制度の見直しにとどまっていると考えられる。裁判員制度を機能させられる法律専門職をどのように育成するかは、審議会意見書などでは十分に触れられていない。

5. 制度導入後の課題

制度導入されて数年が経ち、実際に市民や法律専門職がどのような影響を受けているかを明らかにすることは今後の課題である。また、市民が裁判員として法廷に参加することによる課題も指摘されている。例えば、死体の証拠写真を見ることによる心的外傷後ストレス障害 (PTSD) の問題や、裁判員裁判での死刑判決が上訴されて、量刑が見直されるなどの問題である。高等裁判所などで、量刑が修正され、死刑が取り消しになるということで、市民の判断にどこまで重きが置かれているのか、

その判断は適切なのかなどとの疑問も提起される。また、裁判員を辞退する者もあり、法に興味がある者、人を裁きたいという者が裁判員に関わっているのではないかということも考えられる。その場合に、健全な社会常識がどこまで反映されているかも疑問である。

裁判員制度を担う、裁判官や市民の育成も十分に検討されているとはいえない。専門職と市民がどのように議論を行い、どのように連携していくのがよいのか、裁判官が市民の社会常識をどのように取り入れるのか、市民の参加が法律専門職のプロフェッショナリズムにどのような影響を与えているのかは、検討するべき課題であると考えられる。

6. おわりに

裁判員制度導入は、市民に信頼される司法を目指しての取り組みであった。市民が公共意識を醸成し、司法を理解することで、法的基盤や民主主義が強固になることを想定して、司法界からの要請で導入されたといえる。その裁判員制度導入により、法律専門職のみによって行われていた精密司法ともいえる、調書重視で専門的な裁判を、市民にわかりやすく迅速な裁判へ変えることが、法律専門職に求められている。直接主義・口頭主義を重視し、裁判員の意見を反映させながら議論を行う姿勢が求められているのである。

2009 年の制度導入までに、裁判員制度を担う法律専門職や市民の育成や広報として、ドラマや模擬裁判、パンフレットの配布による教育活動が行われてきた。今日でも、制度の理解を進める活動は行われているが、まだ、市民からの理解を十分に得られているとはいえない状況である。また、制度導入が、市民や法律専門職にどのような影響を与えているかも十分に検討されているとはいえない。法律専門職のプロフェッショナリズムに与える影響や、専門性に与える影響を考慮しつつ、どのように法律専門職と市民を育成していくことが望ましいのかを考える必要があるだろう。法律専門職と市民が協働して、司法を担い、信頼される司法を実現するために何が必要で、どのような育成が求められているのかを今後明らかにしていきたい。

《参考文献・資料》

- 池田修『解説裁判員法 [第 2 版] 立法の経緯と課題』弘文堂、2009
丸太隆『裁判員制度』平凡社、2004
鯨越益弘『裁判員制度と国民の司法参加 -刑事司法の大転換への道-』現代人文社、2004
日弁連司法改革実現本部『司法改革 -市民のための司法をめざして』日本評論社、2005
高山俊吉『裁判員制度はいらない』講談社、2006
渡部喬一『裁判員がこの国のかたちを変える -裁判員制度のしくみとその心得-』扶桑社、2009

¹ 市民と国民という概念は厳密には異なるものである。本稿では、市民社会を構成する成員の育成を考えるために、市民という用語を用いる。しかし、引用文献や資料などで国民という用語が用いられている場合には、本稿でもそのまま国民と表記することとする。

² 原則として裁判員6人と裁判官3人が、一緒に刑事裁判の審理に出席し、証拠調べ手続や弁論手続に立ち会った上で、評議を行い、判決を宣告する。最高裁判所のHP参照。「最高裁判所の裁判員制度の説明 裁判員制度とはどのようなものですか。」http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c1_1.html（最終参照日、2015年2月4日）

³ 渡部喬一『裁判員がこの国のかたちを変えるー裁判員制度のしくみとその心得ー』扶桑社、2009、p.74

⁴ 同上、pp.78-79

⁵ 「最高裁判所の裁判員制度の説明 どうして裁判員制度を導入したのですか。」

http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c1_1.html（最終参照日、2015年2月4日）

⁶ 池田修『解説裁判員法 [第2版] 立法の経緯と課題』弘文堂、2009、p.3

⁷ 渡部喬一、前掲書、pp.82-83

⁸ 1983年免田事件、1984年財田川事件、1984年松山事件、1989年島田事件と1980年代だけで4件も死刑判決が再審で無罪となった。

⁹ 司法制度改革審議会意見書より。<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/>（最終参照日、2015年2月9日）

¹⁰ 同上。

¹¹ 渡部喬一、前掲書、pp.87-88

¹² 同上、pp.80-81

¹³ 司法制度改革審議会意見書より。<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/>（最終参照日、2015年2月9日）

¹⁴ 渡部喬一、前掲書、p.84

¹⁵ 池田修、前掲書、p.43

¹⁶ 「最高裁判所の裁判員制度の説明 裁判官の意見に誘導されるおそれはないのでしょうか。」

http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c1_1.html（最終参照日、2015年2月4日）